



亀岡市こども宅食見守り事業に関するお願い

1 事業の目的

本事業は、様々な形で困りごとを抱えている子育て世帯の見守りを行うことを目的に、市が委託する事業者が、食材を持って家庭を訪問する事業です。

2 対象

養育に不安や困難を抱える世帯の中で、見守りを希望する世帯

3 お願い

ご利用の際は、本事業の目的をご理解いただき、同意書欄の内容にご同意いただいた上で、申し込みをしていただくこととなります。以下の注意事項をご確認ください。

(注意事項)

- ①こども宅食見守り事業者は、食材を配達時に訪問をさせていただきます。その際は、こどもと面談し、保護者からこどもの日頃の様子を聞き取りさせていただきます。なお、食材の配達日時については、希望どおりにならないことがあります。
- ②事業所やこども家庭課からの連絡に対して、応答されない場合は、決定を取り消す場合があります。
- ③養育困難・育児不安といった状況が解消された場合は、支援を終了する可能性があります。
- ④2 箇月連続でこどもと会えない場合は、利用決定を取り消すことがあります。
- ⑤本事業で個人や家庭の状況に応じた食品アレルギーに対応することができません。アレルギー対応については、配送後、食品内容を確認いただき、各ご家庭で管理いただきますようよろしくお願いします。
- ⑥転出・転居等により、申請内容やこども宅食見守り予定に変更がある場合は、早急に担当のこども宅食見守り事業者及び亀岡市こども家庭課にお知らせください。

4 担当こども宅食見守り事業者について

令和7年度亀岡市こども宅食見守り事業利用決定及びこども宅食見守り事業者決定通知書をご覧ください。



お問い合わせ

亀岡市こども家庭課

0771-25-5138